

不法就労等外国人対策の推進

平成28年3月28日
警察庁
法務省
厚生労働省

警察庁・法務省・厚生労働省の三省庁は、これまで相互の協力を深めながら有効かつ適切な不法就労等外国人対策を積極的に推進してきた。

平成5年には約30万人に達した不法残留者について、平成16年から始まった政府一丸での「不法滞在者5年半減計画」等の様々な取組によって、平成26年1月1日現在の不法残留者数を約5万9千人にまで減少させるなど、不法就労等外国人の大幅な縮減を図ることができた。しかしながら、平成28年1月1日現在の不法残留者数は6万2,818人と、昨年に引き続き2年連続で増加し、今後の動向について予断を許さない状況にある。これら不法残留者を含む不法滞在者は依然として我が国に多数存在しており、その多くは不法就労に従事しているとみられるとともに、昨今は、偽変造在留カード等の偽変造文書を行使する者や、虚偽文書等を行使することなどによって、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可等を受け、不法就労を行う者等のいわゆる偽装滞在者の存在が深刻な問題となっており、その手口も悪質・巧妙化している。

3年連続で過去最高を更新した昨年の外国人入国者数は1,900万人を超え、今後、3,000万人から更なる高みを目指すこととされている政府による観光立国の推進には、こうした不法就労等外国人の存在が大きな阻害要因となるばかりか、適正な労働力の需給調整の妨げともなるなど、我が国の労働市場や社会全体に悪影響を及ぼす可能性が高い。また、これらの者は、地下銀行による不正な送金、偽装結婚及び不法就労助長等の犯罪インフラ事犯と密接に関連しているため、犯罪インフラ事犯の着実な撲滅のためにも強力な不法就労対策が不可欠である。

このような状況の中、政府は「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づき、安心して外国人と共生できる社会の実現に向けて、水際対策、外国人労働者の就労状況の適切な把握、不法滞在・偽装滞在対策等の推進及び情報収集・分析機能の強化などを行うことによって、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も視野に入れつつ、「世界一安全な国、日本」を創り上げることとしている。また、平成26年12月に策定された「人身取引対策行動計画2014」においても、「不法就労事犯に対する厳正な取締り」等を掲げており、人身取引等の国際的な組織犯罪への対策としても、不法就労等外国人に対する各種取組を政府全体として推進していくこととしている。

そこで、警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁は、これらの取組の実施について、より一層の連携強化を図ることとし、下記事項に重点を置き、悪質・巧妙化する不法就労等外国人への取組を別紙「不法就労等外国人対策の具体的内容」によって、より一層強力に推進していくこととしたい。

記

- 1 不法就労等事案の取締り等の強化
- 2 不法就労等外国人及び悪質なブローカー・雇用主等に関する緊密な情報交換
- 3 不法就労等防止に向けた広報、啓発及び指導の積極的実施

不法就労等外国人対策の具体的内容

1 不法就労等事案の取締り等の強化

- 警察及び入国管理局による関係機関と連携した合同摘発及び不法就労の未然防止に向けた水際対策の推進
- 警察及び入国管理局による不法就労機会の撲滅に向けた不法就労助長行為事案等の取締りの強化
- 労働局による労働基準法等（強制労働の禁止等）の違反に係る強制捜査等と警察及び入国管理局との連携の強化
- 労働局による不法就労助長行為を行った派遣元事業主等に対する許可取消等の行政処分に関する警察及び入国管理局との連携の強化
- 悪質な外国人犯罪に対する厳正な刑事処分
- 入国管理局による入管法第19条の19及び同法第59条の2に定める事実の調査の積極的な活用
- 入国管理局による偽装滞在者に対する在留資格取消手続の的確な実施
- 警察及び入国管理局による偽装滞在事犯、偽変造在留カード等行使事犯及び難民認定申請を悪用した不法就労事犯等の取締りの強化と実態解明に向けた努力の強化
- 警察、入国管理局及び労働局による人身取引に係る事犯等の取締りの強化と取締りに伴い認知した人身取引被害者の保護・支援

2 不法就労等外国人及び悪質なブローカー・雇用主等に関する緊密な情報交換

- 警察、法務省及び厚生労働省の第一線機関等による円滑な情報交換の実施・連携の強化
- 入国管理局における不法就労の未然防止に向けた水際対策に資する情報の収集・分析の強化と水際対策関係機関との情報交換・共有の強化
- 雇用対策法第29条に基づく厚生労働省から法務省への適切な情報提供と入国管理局における情報の積極的な活用
- 入国管理局における偽変造在留カード等の通報に関する関係機関との連携の強化
- 入国管理局による悪質なブローカー・雇用主及び偽変造在留カード行使者等の警察に対する積極的な告発・通報

3 不法就労等防止に向けた広報、啓発及び指導の積極的实施

- 警察、入国管理局及び労働局等による広報・啓発活動の推進
- 都道府県等を単位とする警察、入国管理局及び労働局による事業主団体等に対する説明会の開催
- 関係機関の連携による外国人雇用状況届出の履行の徹底と不法就労防止のための事業主に対する指導の促進
- 不法滞在者の自発的な出頭を促すための出国命令制度等の積極的な広報活動の推進